

令和6年度横浜市里親養育援助事業受託者募集要項

(注) 本件は、令和6年度予算が横浜市会において議決されることが条件となります。

1 目的

この要項は、令和6年度横浜市里親養育援助事業の受託者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

2 議会の議決

本要項に基づく受託事業者の募集は、本事業の実施に係る令和6年度の予算案が、横浜市会において可決されることにより成立します。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取扱いますが、応募及びその準備等に係る損害賠償等には一切応じられません。

3 受託業務の概要

以下の資料に定めるとおりとします。

- (1) 横浜市里親養育援助事業実施要綱
- (2) 横浜市里親養育援助事業実施要領
- (3) 令和6年度横浜市里親養育援助事業仕様書

4 受託者の要件

上記3に掲げる資料に示す事業を実施できる者であって、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとします。

- (1) 次のいずれかの条件を満たす事業者であること
 - ア 介護保険法の規定に基づく訪問介護事業所の指定を受けていること
 - イ 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること
 - ウ 保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者をもって育児支援事業を実施していること
- (2) 次に該当する事業者であること
令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿において、営業種目「333 福祉サービス」、細目「A、C、Z」のいずれかを登録していること。

5 スケジュール

時 期	手続き等
令和6年2月26日(月)	H P公表、受託申込書及び質問受付の開始
令和6年2月29日(木)17時まで	質問の受付期限
令和6年3月 8日(金)	受託申込書等の受付期限

6 受託申込みの手続き

下記のとおり、受託申込書及び添付資料を提出ください。

(1) 提出書類

- | | |
|--|-----|
| ア 横浜市里親養育援助事業受託申込書 | 1 部 |
| イ 事業者情報の確認表 | 1 部 |
| ウ 受託希望者の事業概要がわかるパンフレット等 | 1 部 |
| エ 介護保険法の規定に基づく訪問介護事業所の指定通知書の写し
(有効期限が受託期間に該当するもの。更新手続き中の場合は、申請書等の写し等) | 1 部 |
| オ 当業務に従事する保育士等有資格者の名簿及び資格を証する免許等の写し | 1 部 |

※ ア及びイについて、当ホームページからダウンロードしてください。

※ エ及びオについては、該当する事業者のみご提出ください。

(2) 提出期限

令和6年3月8日(金)【午後5時まで必着】(郵送又は持参)

(3) 提出先

横浜市子ども青少年局こどもの権利擁護課養護支援係
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所13階

(4) 連絡先

本件についてご質問等がある場合は、Eメールでご連絡ください。

7 問い合わせ先

横浜市子ども青少年局こどもの権利擁護課 養護支援係 担当：稲村、稲田

電話：045 (671) 2394 FAX：045 (681) 0925

E-mail：kd-yo-go@city.yokohama.jp

横浜市里親養育援助事業受託者応募の条件

- 1 介護保険法で規定する指定訪問介護事業者及び同等の事業者、ベビーシッター派遣事業者等の事業者で、別添「令和6年度横浜市里親養育援助事業仕様書」で示されている家事を適切に提供できること。
- 2 派遣対象となる里親の方は、横浜市の認定里親として児童相談所から社会的養護が必要な児童を委託されており、養育している児童は様々な成育歴を持つことから、派遣するホームヘルパーは、保育士または幼稚園教諭の資格と、ホームヘルパーの資格を併せ持つことが最も望ましい。このようなホームヘルパーの確保が難しい場合であっても、自ら子育てをしたか、子育てに関する事業に従事した経験を持つ者であること。
- 3 事業者の職員の中に、保健師、助産師、看護師、保育士、幼稚園教諭又はホームヘルパー1級の資格を持つ者が最低でも一人いて、派遣するホームヘルパーからの相談に応ずる体制がとれること。ただし、市内に複数の事業所がある場合は、事業者のいずれかの部署に資格を持つ者がいて相談に応じる体制がとれていれば差支えない。
- 4 派遣対象家庭に派遣するホームヘルパーは、基本的に同一人物であること。ただし、当該ホームヘルパーの疾病等の場合は派遣対象家庭と十分調整し他のホームヘルパーを派遣しても差し支えない。
- 5 派遣するホームヘルパーに対し、感染症等に関する知識を習得させるとともに、年1回以上の定期健康診査を実施し、健康管理に細心の注意を払うこと。
- 6 本事業を受託するにあたり、同事業に係る損害保険等の保険に加入すること。
- 7 年末年始については、すべての事業者に事業実施を義務づけるものではなく、可能な事業者のみでかまわないこと。

介護保険法で規定する指定訪問介護事業者等については、受託条件として、あらかじめ次の事項にご留意ください。

- ① サービス提供責任者は受託事業に従事できません。
- ② 本事業を受託することにより、介護保険上の事業実施に支障をきたしてはいけません。